



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

- 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる拡充

2. 提案・要望の理由

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾のほか水泳や音楽など文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況であった。
- このような中、令和6年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品以外にもスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- 令和5年度より小学生（高学年）における塾代、文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 5千円/月〔R6予算額 1,740千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学生（4～6年生）

利用実績：27名（学習塾：4名、文化・スポーツ等：23名（R5年度））

事業アンケート結果（R6.2.26実施。児童養護施設等7施設が回答）

- ・子どもたちの自己肯定感の向上や学習の取り戻しなどに、本事業は効果的であると考えますか・・・4.5
 - ・塾に行った子どもの勉強に対する理解度は向上しましたか・・・4.7
 - ・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか・・・4.9
- （いずれも5段階評価による回答の平均値）

【自由記述】

- ・習い事が気兼ねなくできることは子どもの自信、余暇活動として確実につながっています。
- ・水泳を継続して習うことで、学校でも授業で自信を持って取り組んでいる様子がみられる。継続する力をつけることができました。
- ・今までは、おこづかいやホーム費から出していたので、助かります。

(2)課題

- 県単独事業の令和5年度実績において、塾にかかる費用は月平均14,000円となっており、国における5,000円の単価増では学習ニーズを満たせない。
- また、今回増額された単価は学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） →7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） →9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000 ～25,000円	上限23,330円（公立）/34,540円（私立）（R5） →28,330円（公立）/39,540円（私立）（R6）

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551